梅ちゃん先生の法律相談

第61回

ご存知ですか？
―民事裁判の電子化

梅本寛人（弁護士）

1　はじめに

今回は、著作者法に関する連載はお休みし、今年（2026年）の5月から始まっている民事裁判手続の電子化について、少しお話ししたいと思います。

2　民事裁判とは？

皆さまは「民事裁判」という言葉はご存知でしょうか。

「民事裁判」とは、個人や企業などの**民間同士の間で生じたお金、不動産、契約関係、雇用関係、損害賠償といった法的なトラブル（民事紛争）について、裁判所が法律に基づいて解決を図る手続**です。

たとえば、誰かがお金を借りていて約束の期限までに返さない場合、お金の貸主は、裁判所に訴え出て勝訴判決をもらい、貸したお金の返済を実現することができます（判決が出て、借主がスンナリと払ってくれれば一件落着ですが、判決が出ても払わない場合は、借主の財産を差し押さえることも可能です）。ほかにも、取引先が売掛金を払わないときに支払を求めて訴える場合、会社をクビになった従業員が不当解雇だとして解雇の無効等を訴える場合、ＳＮＳ等で誹謗中傷された人が名誉毀損等を理由として投稿者に記事の削除や損害賠償等を求めて訴える場合など、いろいろな類型の裁判があり、皆さまの身近でも起こり得るものですが、これらはすべて「民事裁判」として扱われます。

このような「民事裁判」と対比される裁判が「刑事裁判」です。

「刑事裁判」とは、犯罪行為を行ったと疑われる者につき、**その者が本当に犯人なのか、どのような犯罪事実があったのかを認定し、犯罪行為を行った者に対する刑罰を決める手続**です。

昔から、裁判を題材とした映画やテレビドラマはたくさんありますが、映画等で扱われる裁判は、ほぼ「刑事裁判」と言ってよいでしょう。これは、刑事裁判のほうが、「この人は本当に犯人なのか？」「アリバイがあるよ！」「真犯人は別人だ！」など、裁判や捜査の展開における多様な人間模様を表現しやすく、ストーリーとしても面白いものに仕上がることが多いからだと思います。「金返せ！」「不当解雇だ！」「名誉毀損だ！」といった民事裁判も、それはそれで、人間模様が浮き彫りになる手続であり、皆さまに身近で実際に巻き込まれる確率も高いトラブルと言えますが、刑事裁判と比べると、ドラマのストーリーとしては地味にならざるを得ないのではないかと思います。

さて、民事裁判は、訴えたい人が「訴状」（そじょう）という文書を作り、証拠書類を添えて、裁判所に提出することから始まります。これを「訴訟提起」とか「提訴」と言います（他方、刑事裁判では、訴訟提起をすることができるのは検察官だけであり、これを「起訴」と言います）。

また、民事裁判では、訴えた人のことを「原告」、訴えられた人のことを「被告」と言います（他方、刑事裁判では、訴えるのは検察官であり、犯罪行為を行ったと疑われている人のことは「被告人」と言います。「被告」と「被告人」とでは、法律上は意味が全く異なりますので、ご注意ください）。

その後、訴状等一式書類が、裁判所から被告に送られ、1回目の裁判期日を迎え、その後も、何度か裁判期日が開かれて、双方が書面で主張・反論を繰り返し、さらに、原告本人、被告本人その他の証人に対する質問（尋問）が法廷で行われ、審理が尽くされた後、裁判所が判決を下すという流れとなります（なお、途中で裁判所からの和解勧告により、原告・被告双方が譲歩して、判決に至らず和解により裁判が終わることもたくさんあります）。

民事裁判の手続の流れは、ざっくり言うと以上のとおりですが、手続の過程で作成される書類は、これまではすべて紙で作成することが必要でした。

裁判の開始時に原告が提出する「訴状」や「証拠書類」、裁判の途中で提出される主張等を記載した「答弁書」や「準備書面」、裁判所が最後に言い渡す「判決書」、これらはすべて紙で作成する必要がありました。

ということで、民事裁判においては、内容が複雑になればなるほど、大量の紙資料が飛び交うのが常でした。訴状、答弁書、準備書面といった

原告・被告それぞれの主張内容を記載した書面は、通常は弁護士が作成するものですが、時には、何十ページ、何百ページになることもあります（これがなかなか骨の折れる作業なのです…）。

裁判所では、裁判1件ごとに、訴状等の関係書類をつづったファイル（これを「訴訟記録」と言います）を作成しますが、最初はファイル1冊だった訴訟記録が、裁判が経過するにつれて分厚く、何冊にもなり、大事件になると、ファイルを収納するロッカー全部が1件の裁判の訴訟記録で埋め尽くされるということも時にはあるようです（これを全部読まなければならない裁判官も相当大変ですね…）。

以上のような、昔ながらの紙資料による民事裁判の手続が、**今年（2026年）の5月から施行された民事訴訟法等の改正により、すべて電子化（デジタル化）されることとなりました。**民事裁判も、ようやく、世間の流れに従い、ＩＴ化、デジタル化の時代に入ったということになります。

3　民事裁判の電子化

2026年5月21日に施行された改正民事訴訟法及び改正民事訴訟規則により、民事裁判の手続が全面的に電子化（デジタル化）されました。この改正により、誰でも訴訟提起や裁判書類の受領などについて、裁判所のシステムを通じて、オンラインで行うことができるようになりました。

また、弁護士は、このオンラインによる手続によって民事裁判に関与することが義務化されました（ということで、今、世の弁護士たちは、裁判所のシステムに慣れようと必死です）。

具体的には、以下のとおりとなります。

① 電子申立て、電子納付

裁判所の専用システム（mints、「ミンツ」と言います）を利用し、訴状、準備書面、証拠書類（PDF画像など）をインターネット経由で提出することができるようになりました。

なお、弁護士は、このシステムを利用することが義務化されますが、当事者本人が裁判を行う場合は、紙での提出も引き続き選択することができます。

また、訴状を提出する際は、訴える額に応じて算定される手数料を、これまでは訴状に印紙を貼って納付していましたが、法改正後は、原則としてPay-easy（ペイジー）等による電子納付により行うこととなりました。また、従来は、印紙とは別に、郵便切手も納付していましたが、郵便費用が手数料に一本化されました。

② インターネットによる送達等

判決書などの裁判書類を、システム上で閲覧・ダウンロードして受け取ることができるようになりました。

判決書も、デジタルで作成される時代となったということです。私はまだ、この「デジタル判決書」というものを受け取ったことはありませんが、判決書という「重々しい」文書が、デジタル化されるというのは、いまいちピンと来ません…。

なお、判決書の送達の効力（判決書を受け取ったとされる時点）は、ファイルを閲覧・ダウンロードした時点、あるいはシステムから通知が届いてから1週間が経過した時点のいずれか早いタイミングで発生することとなりました。

なぜ、判決書を受け取った時点が大事なのかというと、その後、上級の裁判所（高等裁判所等）への上訴（控訴等）の期間が、判決書を受け取った時点からカウントされるためです（控訴の場合、2週間以内に行う必要があります）。何気なくこのことを書いておりますが、たとえば、12月27日あたりに判決書がシステム上で送信されてきたとしましょう。そこで不用意にデジタル判決書をダウンロードしようものなら大変です。もし、その判決に不服があり、上訴をしようとしたら、正月返上となりかねません。ここは「慌てず、騒がず」、ダウンロードを正月明けまでぐっと我慢することが肝要、ということになります。

③ Web会議の活用（Web期日・Web尋問）

裁判所に直接出頭することなく、Microsoft TeamsなどのWeb会議システムを利用して、裁判期日が行えるようになりました。また、法廷で、原告・被告本人や証人に尋問する手続も、遠隔地に居住している場合等に加え、一定の要件を満たすことで、裁判所以外の静かな個室等からWeb会議形式で証人尋問を受けることも可能となりました。

なお、裁判期日のWeb会議化は、先般のコロナ禍以降、裁判実務では急速に普及し、最近は、民事裁判の手続は、ほぼWeb会議により実施されていました。ただ、証人尋問等は、法廷で実際に実施されてきましたが、これからは、より幅広に、証人尋問もWeb会議システムを使って実施されることになります。

④ 訴訟記録の電磁的管理

先にお話ししたとおり、これまでは紙のファイルで作成されていた訴訟記録が、電子データとして一元管理されるようになりました。そして、訴訟当事者は、システムを利用して、いつでも、オンライン上で訴訟記録の閲覧やダウンロードを行うことができます。

4　時代の流れではありますが…

ということで、民事裁判の電子化について、一通りお話ししましたが、かくいう私は、どちらかというとアナログ派でして、Web会議ではなく裁判所の法廷を直接訪れ、裁判官や相手方代理人と直接会って議論し、また、時には地方の裁判所にも出張して、ご当地のグルメ等も楽しむというのが好きな人間です。今後は、ますますそのような機会も減っていくことになるのでしょうか、時代の趨勢とはいえ少々寂しいところです。

（第61回終）